# 〇〇(市区町村名) 感震ブレーカーの普及推進に関する計画(例)

令和 年 月 日

### 第1目的

大規模地震時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での 消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水 利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造密集市街地等では大規模な 火災につながるおそれがある。近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発 生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進するこ とが必要である。

このような観点から、〇〇(市区町村名)地域防災計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、その実効性を確保するため、本計画において地域の実情に即した形での体制作り等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。

## 第2 普及推進に向けた取組の進め方

感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取り組みの流れは以下のとおりである。各地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築するとともに、本〇〇(市区町村名)内の実情に即して必要な取組を進めるものする。

<感震ブレーカーの普及推進の取組>

- 1 感震ブレーカーに関する広報啓発
- 2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築
- 3 重点エリア等の設定
- 4 感震ブレーカーの設置状況の把握等
- 5 感震ブレーカーの設置に係る支援等

(解説) 感震ブレーカー普及推進全体の流れ

感震ブレーカーの普及推進に関する計画においては、当該地域における取組の進め方、取組の具体的な内容として、広報啓発、普及推進体制の構築、重点エリア等の設定、設置状況の把握のための調査、設置に係る支援等について定め、地域の実情に合わせて設置率等の目標を設定する等しながら進捗を管理し、必要に応じて計画や取組内容の見直しを行っていくことが重要である。

# 第3 取組の具体的な内容

1 感震ブレーカーに関する広報啓発 地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

### (解説) 広報啓発のポイント

消防庁及び内閣府による感震ブレーカーの設置支援状況等の調査(令和6年)においては、 多くの自治体が今後の課題として、感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知 度の向上が必要であると回答している。このため、まずは地域住民への感震ブレーカーの広報 啓発を行うことが重要である。

- 1 大規模地震時の火災の危険性
  - (1) 大規模地震時に火災が発生した場合、速やかに消火活動を行うことが困難となること等から、延焼火災につながる危険性が高く、広範囲な地域が焼失する可能性がある。
  - (2) 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震による火災の半数以上を電気に起因する火災が占めており、地震による停電後の不在時に通電した際、火災が発生した例もある。特に木造密集市街地等の延焼火災の可能性が高い地域においては、火災の危険性が大幅に増加する。
- 2 感震ブレーカーの設置など地震火災への対策

地震火災対策として、住まいの耐震化、家具の転倒防止対策、燃えやすい物を燃焼器具の 近くに置かない等様々な方法があり、その中の一つとして感震ブレーカーがある。

- ア 感震ブレーカーの設置
- イ 住宅の耐震化
- ウ 家具の転倒防止措置
- エ 身の回りの整理整頓
- オ 住宅用消火器の設置
- カ 住宅用火災警報器の設置・維持管理
- キ 電気の遮断
- ク 周辺機器(電気器具、暖房器具等)の異常確認
- ケ 自主防災組織等や訓練への参加





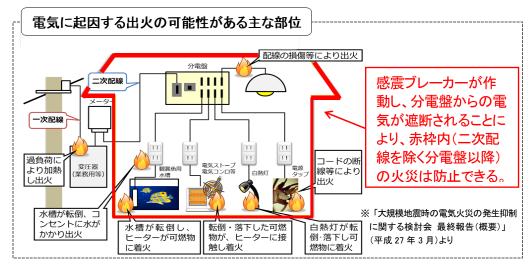
- 3 大規模地震時の電気火災のメカニズム
  - (1) 電気火災の出火元として、電熱器具や電気機器、電気配線、配線器具などが考えられる。
  - (2) 過去の大規模地震では、電気が出火原因とされる火災は半数以上を占めており、具体的には電熱器具や電気機器などが地震により散乱物等の可燃物に接触して出火する場合や電源コードや、電気配線が損傷、短絡しアーク放電が発生し通電火災となる場合等がある。

### 4 感震ブレーカーの設置による地震火災の予防効果

地震時の電気火災の主なケースとして、在宅時に揺れが発生し、使用中の電熱器具等の転倒や可燃物の接触等により出火するケースや、地震直後に停電し、電熱器具等の転倒、損傷や使用の状況を確認できないまま避難し、その後電気が復旧したことにより可燃物の接触等により出火するケースなどがある。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。避難行動要支援者等において、分電盤のブレーカーを落とすことが困難な場合や、外出時に地震が発生した際などは、電気を遮断できない状況が起こりうる。

感震ブレーカーは一定の震度において、自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果的である。



- 5 感震ブレーカーのタイプと特徴、各戸の状況に合わせて選ぶ際のポイント
  - (1) 感震ブレーカーには、分電盤の主ブレーカーを落とすものやコンセントから先の電気器 具を対象に電気を遮断するものがある。

感震ブレーカータイプ	特徴
	○新築時に設置するか、分電盤の交換等の際に設置することが可能
分電盤タイプ	○感震機能、通電遮断の安定性が高い
	○避難時間を確保するための機能を持つものもある
	○既存のブレーカーに対して追加設置が可能
    簡易タイプ	○比較的低コストで設置でき、多くの家庭での設置が期待できる
間 <i>あ</i> グイノ    	○重りを落下させるものは、設置方法により通電遮断の作動精度が
	低下するおそれがある
	○作動時に未設置のコンセントへの通電を確保することができる
コンセントタイプ	○コンセント以外の配線、屋内配線及び未設置のコンセントでは火
	災発生を防げない

(2) 感震ブレーカーを設置する際は、それぞれのタイプの特徴を理解したうえで、各戸の状況に合わせ設置することが重要である。

(3) 円滑に普及を図る観点から、新築住宅に対しては分電盤タイプ(内蔵型)、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ(後付型)の設置を進めることを基本とし、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進める。

### 2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

本〇〇(市区町村名)において、下記の関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。

<当市区町村における感震ブレーカーの普及推進関係者>

- (1) 関係部局(防災部局、建築部局、福祉部局、消防本部・・・)
- (2) 住宅関係者(住宅メーカー、工務店、リフォーム会社・・・)
- (3) 電気関係者(電気工事業者、町の電気屋さん・・・)
- (4) 福祉関係者(老人ホーム、デイサービス、保育園・・・)
- (5) 教育関係者(小中高等学校、幼稚園・・・)
- (6) 自主防災組織、自治会、町内会
- (7) 女性防火クラブ
- (8) 消防団
- (9) 小売店業者(家電量販店、ホームセンター・・・)
- (10) マスメディア (テレビ局、ラジオ局、広告代理店、・・・・)
- (11) 各社保険業者
- (12) その他(各地域に繋がりのある団体)

### (解説) 関係者ごとに期待される役割(例)

各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及 推進における主な関係者との協働体制を構築する。これに当たり、各自治体の実情に合わせた 体制とすることが重要であり、協力に向けた調整ができたものから、徐々に体制を広げていく ことが考えられる。

市区町村レベルの体制構築の進め方として、例えば、防災会議において、地域防災計画に感 震ブレーカーの普及推進を位置づける際の機会等を捉え、当該地域の感震ブレーカーの普及推 進における主な関係者から構成される協議会等を開催すること等が考えられる。

また、市区町村の規模や産業構造等によっては、感震ブレーカーの普及推進に必要な関係者が管内だけではそろわないこともあると考えられるところであり、そのような場合には、都道府県との連携等により適宜補完して対処することが重要である。

関係者 (例)	役割 (例)	具体の取組内容(例)
防災部局	自主防災組織や消防団へ協力の依頼し、防災訓練等を通じて、防災力の強化を図るとともに地震火災対策の周知。	<ul><li>○防災訓練時の広報</li><li>○協議会の開催 等</li></ul>
建築部局	木造密集市街地や津波浸水想定地域等の延焼 の危険性が高い地域等の重点エリアの設定や、 工務店やリフォーム事業者へ協力の依頼し、新 築、既存住宅への周知啓発。	<ul><li>○重点エリアの設定</li><li>○老朽化木造住宅の調査</li><li>等</li></ul>
消防本部	火災予防等のイベントを通じ消防庁制作動画 等を活用した広報活動。また、民生委員や女性 防火クラブ員と協力した広報活動。	○火災予防運動等のイベ ントを通じた広報 等

福祉部局	福祉施設や民生委員への協力依頼し、デイサービスの送迎や訪問介護時を利用した広報や民生委員に家庭訪問時の広報活動。	<ul><li>○デイサービスや訪問介 護時等の広報</li><li>○民生委員の家庭訪問時 の広報 等</li></ul>
住宅関係事業者	新築及び既存住宅の修繕等の機会を捉え、新築 には分電盤タイプ(内蔵型)、既存には分電盤 (後付型)の普及啓発。 住宅展示場等で、映像やチラシ、モデルハウス を活用した、感震ブレーカーの効果等の周知。	<ul><li>○イベント等を利用した 実機を用いた広報</li><li>○新築、修繕の相談時の広報</li></ul>
電気関係事業者	電気事業法に基づく各家庭の電気設備の定期 (4年に1回)点検の際や、分電盤の老朽化に より交換の必要が生じた際に、電気火災の危険 性を周知するとともに感震ブレーカーの必要 性等を合わせて周知。	<ul><li>○チラシのポスティング</li><li>○点検時の広報</li><li>○他事業者への周知 等</li></ul>
福祉関係者	デイサービスの送迎時や在宅介護の訪問時といった機会を活用し、地震火災の危険性を含め、チラシ等を活用した周知。 福祉施設におけるイベント等を通じ、親族を含めた広報活動。 地域の高齢者世帯や実情に詳しい民生委員と協力し、高齢者世帯へのフェイストゥフェイスの広報活動。	<ul><li>○デイサービスの送迎時の広報</li><li>○在宅介護時の広報 等</li></ul>
教育関係者	地震防災等に関する授業の際、避難訓練に加 え、地震火災の危険性や地震火災対策について 感震ブレーカーの有効性を周知。	<ul><li>○地震火災対策に関する 授業</li><li>○参観日等を利用した親 子への周知 等</li></ul>
自主防災組織 (町内会)	地域コミュニティーを活用した、地域に密着したフェイストゥフェイスの広報。 共同購入や取付困難者への取付支援の依頼を おこなう等、地域でまとまった対策。	<ul><li>○防災訓練時の広報</li><li>○集会時等の勉強会 等</li></ul>
女性防火クラブ	地域の実情に詳しく信頼のある女性防火クラブ員と協力しフェイストゥフェイスの広報。	○戸別訪問広報 等
消防団	地域住民からの信頼性が高い消防団と協力し、 普段の火災予防広報を利用した普及啓発。	<ul><li>○火災予防広報に合わせ た地震火災対策等の広 報 等</li></ul>
小売店	電気設備・電気機器の選択のタイミングで、分 電盤タイプなどの感震ブレーカーについての 紹介。	<ul><li>○防災の日に合わせた特設会場の設置</li><li>○感震ブレーカーの取扱製品の紹介等</li></ul>

志、チラシ等の作成
オやケーブルテレ
なでの広報 等
所訪問時の広報
坊間時の広報 等
舌動
支援 等

### 3 重点エリア等の設定

地震時には火災の同時多発や、消防力の劣勢、水利の使用不可、道路通行障害等により、 消火困難となり、大規模火災に至る場合がある。本〇〇(市区町村名)においては、大規 模火災に至る危険性が高いエリアについて、重点エリアとして優先的に設置を進めること とする。具体的には、火災延焼の危険性(築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等)、 当該地域における過去の被災状況(過去の地震災害や火災等)を踏まえ、以下のとおり重 点エリア等を設定する。(または、〇〇年までに検討を行い、重点エリアを設定する。)

(1)	重点エリアとなる対象地域:	` _	
(2)	優先的に設置を進める対象建物:		_`

### (解説) 重点エリア等の設定

感震ブレーカーの普及にあっては、地域を指定せず全ての地域を対象とすることが望ましいが、新築や改修に伴う分電盤タイプへの切替えは時間がかかることから、地震時において火災の延焼の危険性が高い木造密集市街地等や、津波からの避難に伴い火災の発見遅れや消火活動が困難となるおそれがある津波浸水想定区域等については、出火防止の重要性を考慮し、重点エリアとして設定することが適当である。

重点エリアの設定に当たっては、都道府県と連携し、重点エリアとすべき地域を適切に設定することが重要である。

#### <対象地域の目安(例)>

- 1 家屋の倒壊や道路の遮断により消火活動が困難となる地域
- 2 都市計画法において、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」
- 3 大規模地震時に津波による浸水が想定されることにより消火活動が困難となる区域
- 4 その他火災の発生時に消火困難・避難困難と想定される地域

#### <対象建物(例)>

- 1 老朽化した木造建築物
- 2 旧耐震基準の建物

4 感震ブレーカーの設置状況の把握等 管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。実施にあたっては、以下の事 基本とし、具体的な調査内容及び実施方法については都道府県と調整の上実施する。な	
金本とし、共体的な調査内容及び失旭力法については都造的 無と調金の工失池する。で 設置状況の把握は定期(年に1度)に行う。また、その結果を踏まえ、必	
成置状況の記述は足別、中に「及りに可り。よれ、この相求を聞るれ、必応じて取組内容の見直し等を行う。	女门
(1) 調査対象地域:	
(2) 調査対象世帯:	
(3) 調査実施主体:	
(4) 調査内容:、、、、、、、	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
(5) 調査手法:	
(解説) 設置状況の把握	
設置状況の把握は、都道府県と市区町村が協力して実施する方法と、独自に実施する方法 ある。都道府県と市区町村で協力して実施する場合には、各市区町村ごとに対象地域の調査 行い、都道府県は市区町村の調査結果をとりまとめることが考えられる。結果については公 し、周知することが普及推進に効果的である。ただし、調査方法により結果に差異が生じる 能性があることを念頭に調査手法を決定することが重要である。 〈設置状況の調査方法(例)〉	を 法
1 調査対象地域:全域/重点エリア	
2 調査対象世帯:全数調査/標本調査	
3 調査実施主体:市区町村/都道府県と市区町村が連携/外部の調査期間	
4 調査内容:感震ブレーカー設置の有無/設置している感震ブレーカーのタイプ等/住民	とに
おける感震ブレーカーの認知度	
5 調査手法:アンケート調査(郵送/インターネット)/戸別訪問にて聞取り調査	
5 感震ブレーカーの設置に係る支援等 市区町村において、感震ブレーカーの購入・取付に対して支援を行っている場合に 当該事業に対し本〇〇(市区町村名)においても支援を行い、効果的な普及推進を図 (1) 購入支援 ア 支援対象地域:、、 イ 支援対象世帯:、、	
ウ 支援対象費用: 、 の購入、設置費用に対	し、

金額の〇〇%を上限とする。

### (2) 取付支援

簡易タイプやコンセントタイプの感震ブレーカーを購入後、当該住民が自ら設置できない場合があることから、関係事業者と協力し、取付方法に関する情報提供や取付作業の補助等を行う。

ア	取付支援対象地域:		
1	取付支援対象世帯・		

### (解説) 設置に対する支援(補助制度)

感震ブレーカーの普及を推進する上で、各地域の状況に応じ、購入や取付に係る支援も重要である。なお、計画例としては市区町村の補助制度に対して都道府県が支援する例を記載しているが、都道府県独自の補助も考えられる。

### 1 購入支援

早急に対策をしなくてはならない地域(重点エリア)については、住民の意欲を高め設置 を促進するため、購入に対し補助を行うことも効果的である。

### 2 取付支援

住宅防火の戸別訪問等の機会を捉え、自力で取付作業の可否等を把握し、関係者の協力を得て 取付支援を行うこと等が考えられる。

### (3) 相談窓口

普及推進を行うにあたり住民から感震ブレーカーに関する問合せや高額な請求をする業者等に関する問合せが予想されるため、相談窓口を設定し対応する。

#### (解説) 相談窓口(必要に応じ設置)

想定される質問内容と回答を整理し、市民の疑問解決に努めることが重要である。相談窓口のほか、ホームページにFAQを掲載することも有効である。なお、感震ブレーカーの普及推進に伴い、通常より高価な商品の売りつけや高額な交換工事費を要求する業者が現れる可能性があることから、不必要な交換工事や悪質な売り込みに対する問合せ対応や注意喚起が重要である。

# 〇〇市区町村の体制構築(組織編成及び活動範囲)

別添

※関係者との調整ができた内容について随時追加する

〇〇市区町村 関係部局・関係者	期待する役割(具体的な取組方法は今後調整)

# 〇〇(市区町村名)感震ブレーカーの普及推進に関する計画(例)

本計画(例)については、実情に合わせ加除等行い自由に書き換えて使用してください。 なお、網掛け箇所は記入の一例となります。

## 第1目的

大規模地震時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での 消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水 利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造密集市街地等では大規模な 火災につながるおそれがある。近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発 生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進するこ とが必要である。

このような観点から、 A市 地域防災計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、その実効性を確保するため、本計画において地域の実情に即した形での体制作り等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。

## 第2 普及推進に向けた取組の進め方

感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取り組みの流れは以下のとおりである。各地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築するとともに、本 A市 内の実情に即して必要な取組を進めるものする。

<感震ブレーカーの普及推進の取組>

- 1 感震ブレーカーに関する広報啓発
- 2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築
- 3 重点エリア等の設定
- 4 感震ブレーカーの設置状況の把握等
- 5 感震ブレーカーの設置に係る支援等

(解説) 感震ブレーカー普及推進全体の流れ

感震ブレーカーの普及推進に関する計画においては、当該地域における取組の進め方、取組の具体的な内容として、広報啓発、普及推進体制の構築、重点エリア等の設定、設置状況の把握のための調査、設置に係る支援等について定め、地域の実情に合わせて設置率等の目標を設定する等しながら進捗を管理し、必要に応じて計画や取組内容の見直しを行っていくことが重要である。

# 第3 取組の具体的な内容

1 感震ブレーカーに関する広報啓発 地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普 及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

### (解説) 広報啓発のポイント

消防庁及び内閣府による感震ブレーカーの設置支援状況等の調査(令和6年)においては、 多くの自治体が今後の課題として、感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知 度の向上が必要であると回答している。このため、まずは地域住民への感震ブレーカーの広報 啓発を行うことが重要である。

- 1 大規模地震時の火災の危険性
  - (1) 大規模地震時に火災が発生した場合、速やかに消火活動を行うことが困難となること等から、延焼火災につながる危険性が高く、広範囲な地域が焼失する可能性がある。
  - (2) 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震による火災の半数以上を電気に起因する火災が占めており、地震による停電後の不在時に通電した際、火災が発生した例もある。特に木造密集市街地等の延焼火災の可能性が高い地域においては、火災の危険性が大幅に増加する。
- 2 感震ブレーカーの設置など地震火災への対策

地震火災対策として、住まいの耐震化、家具の転倒防止対策、燃えやすい物を燃焼器具の 近くに置かない等様々な方法があり、その中の一つとして感震ブレーカーがある。

- ア 感震ブレーカーの設置
- イ 住宅の耐震化
- ウ 家具の転倒防止措置
- エ 身の回りの整理整頓
- オ 住宅用消火器の設置
- カ 住宅用火災警報器の設置・維持管理
- キ 電気の遮断
- ク 周辺機器(電気器具、暖房器具等)の異常確認
- ケ 自主防災組織等や訓練への参加





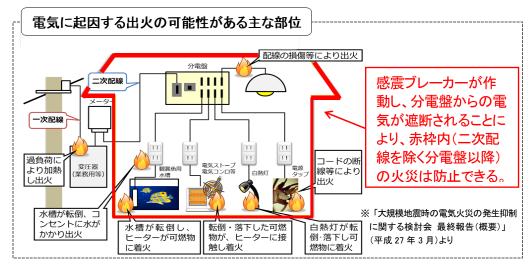
- 3 大規模地震時の電気火災のメカニズム
  - (1) 電気火災の出火元として、電熱器具や電気機器、電気配線、配線器具などが考えられる。
  - (2) 過去の大規模地震では、電気が出火原因とされる火災は半数以上を占めており、具体的には電熱器具や電気機器などが地震により散乱物等の可燃物に接触して出火する場合や電源コードや、電気配線が損傷、短絡しアーク放電が発生し通電火災となる場合等がある。

### 4 感震ブレーカーの設置による地震火災の予防効果

地震時の電気火災の主なケースとして、在宅時に揺れが発生し、使用中の電熱器具等の転倒や可燃物の接触等により出火するケースや、地震直後に停電し、電熱器具等の転倒、損傷や使用の状況を確認できないまま避難し、その後電気が復旧したことにより可燃物の接触等により出火するケースなどがある。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。避難行動要支援者等において、分電盤のブレーカーを落とすことが困難な場合や、外出時に地震が発生した際などは、電気を遮断できない状況が起こりうる。

感震ブレーカーは一定の震度において、自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果的である。



- 5 感震ブレーカーのタイプと特徴、各戸の状況に合わせて選ぶ際のポイント
  - (1) 感震ブレーカーには、分電盤の主ブレーカーを落とすものやコンセントから先の電気器 具を対象に電気を遮断するものがある。

感震ブレーカータイプ	特徴
	○新築時に設置するか、分電盤の交換等の際に設置することが可能
分電盤タイプ	○感震機能、通電遮断の安定性が高い
	○避難時間を確保するための機能を持つものもある
	○既存のブレーカーに対して追加設置が可能
    簡易タイプ	○比較的低コストで設置でき、多くの家庭での設置が期待できる
間 <i>あ</i> グイノ    	○重りを落下させるものは、設置方法により通電遮断の作動精度が
	低下するおそれがある
	○作動時に未設置のコンセントへの通電を確保することができる
コンセントタイプ	○コンセント以外の配線、屋内配線及び未設置のコンセントでは火
	災発生を防げない

(2) 感震ブレーカーを設置する際は、それぞれのタイプの特徴を理解したうえで、各戸の状況に合わせ設置することが重要である。

(3) 円滑に普及を図る観点から、新築住宅に対しては分電盤タイプ(内蔵型)、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ(後付型)の設置を進めることを基本とし、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進める。

### 2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

本 A市 において、下記の関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。

<当 A市 における感震ブレーカーの普及推進関係者>

- (1) 関係部局(防災部局、建築部局、福祉部局、消防本部・・・)
- (2) 住宅関係者(市内住宅メーカー、市内工務店、市内リフォーム会社)
- (3) 電気関係者(市内電気工事業者、市内電気屋)
- (4) 福祉関係者(市内老人ホーム、市内デイサービス、市内保育園)
- (5) 教育関係者(市内小中高等学校、市内幼稚園)
- (6) 自主防災組織、自治会、町内会
- (7) 女性防火クラブ
- (8) 消防団
- (9) 小売店業者(市内家電量販店、市内ホームセンター)
- (10) マスメディア(AAケーブルテレビ、BB出版、CC新聞)
- (11) 各社保険業者
- (12) その他 (DDタクシー)

### (解説) 関係者ごとに期待される役割(例)

各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及 推進における主な関係者との協働体制を構築する。これに当たり、各自治体の実情に合わせた 体制とすることが重要であり、協力に向けた調整ができたものから、徐々に体制を広げていく ことが考えられる。

市区町村レベルの体制構築の進め方として、例えば、防災会議において、地域防災計画に感 震ブレーカーの普及推進を位置づける際の機会等を捉え、当該地域の感震ブレーカーの普及推 進における主な関係者から構成される協議会等を開催すること等が考えられる。

また、市区町村の規模や産業構造等によっては、感震ブレーカーの普及推進に必要な関係者が管内だけではそろわないこともあると考えられるところであり、そのような場合には、都道府県との連携等により適宜補完して対処することが重要である。

関係者 (例)	役割 (例)	具体の取組内容(例)
防災部局	自主防災組織や消防団へ協力の依頼し、防災訓練等を通じて、防災力の強化を図るとともに地震火災対策の教育の実施。	<ul><li>○防災訓練時の広報</li><li>○協議会の開催 等</li></ul>
建築部局	木造密集市街地や津波浸水想定地域等の延焼 の危険性が高い地域等の重点エリアの設定や、 工務店やリフォーム事業者へ協力の依頼し、新 築、既存住宅への周知啓発。	<ul><li>○重点エリアの設定</li><li>○老朽化木造住宅の調査</li><li>等</li></ul>
消防本部	火災予防等のイベントを通じ消防庁制作動画 等を活用した広報活動。また、民生委員や女性 防火クラブ員と協力した広報活動。	○火災予防運動等のイベ ントを通じた広報 等

福祉部局	福祉施設や民生委員への協力依頼し、デイサービスの送迎や訪問介護時を利用した広報や民生委員に家庭訪問時の広報活動。	<ul><li>○デイサービスや訪問介 護時等の広報</li><li>○民生委員の家庭訪問時 の広報 等</li></ul>
住宅関係者	新築及び既存住宅の修繕等の機会を捉え、新築 には分電盤タイプ(内蔵型)、既存には分電盤 (後付型)の普及啓発。 住宅展示場等で、映像やチラシ、モデルハウス を活用した、感震ブレーカーの効果等の周知。	<ul><li>○イベント等を利用した 実機を用いた広報</li><li>○新築、修繕の相談時の広報</li></ul>
電気関係事業者	電気事業法に基づく各家庭の電気設備の定期 (4年に1回)点検の際や、分電盤の老朽化に より交換の必要が生じた際に、電気火災の危険 性を周知するとともに感震ブレーカーの必要 性等を合わせて周知。	<ul><li>○チラシのポスティング</li><li>○点検時の広報</li><li>○他事業者への周知 等</li></ul>
福祉関係者	デイサービスの送迎時や在宅介護の訪問時といった機会を活用し、地震火災の危険性を含め、チラシ等を活用した周知。 福祉施設におけるイベント等を通じ、親族を含めた広報活動。 地域の高齢者世帯や実情に詳しい民生委員と協力し、高齢者世帯へのフェイストゥフェイスの広報活動。	<ul><li>○デイサービスの送迎時の広報</li><li>○在宅介護の広報や取付支援等</li></ul>
教育関係者	地震防災等に関する授業の際、避難訓練に加 え、地震火災の危険性や地震火災対策について 感震ブレーカーの有効性を周知。	<ul><li>○地震火災対策に関する 授業</li><li>○参観日等を利用した親 子への周知 等</li></ul>
自主防災組織 (町内会)	地域コミュニティーを活用した、地域に密着したフェイストゥフェイスの広報。 共同購入や取付困難者への取付支援の依頼を おこなう等、地域でまとまった対策。	<ul><li>○防災訓練時の広報</li><li>○集会時等の勉強会 等</li></ul>
女性防火クラブ	地域の実情に詳しく信頼のある女性防火クラ ブ員と協力しフェイストゥフェイスの広報。	○戸別訪問広報 等
消防団	地域住民からの信頼性が高い消防団と協力し、 普段の火災予防広報を利用した普及啓発。	<ul><li>○火災予防広報に合わせ た地震火災対策等の広報 等</li></ul>
小売店	電気設備・電気機器の選択のタイミングで、分 電盤タイプなどの感震ブレーカーについての 紹介。	<ul><li>○防災の日に合わせた特設会場の設置</li><li>○感震ブレーカーの取扱製品の紹介等</li></ul>

地域マスメディア	地域の実情に即した広報誌の作成や放送を行	○広報誌、チラシ等の作成
	っている利点を活かした、関心を引く広報活	○ラジオやケーブルテレ
	動。	ビ番組なでの広報 等
	日頃から各家庭、各事業所へ営業で顔を出し、	○事業所訪問時の広報
保険関係者	親しみやすい関係を気づいている保険販売員	○戸別訪問時の広報 等
	と協力し、営業の際の広報活動	
その他	上記以外にも各地域に繋がりのある団体、事	○広報活動
て V ) 但	業者と連携し普及推進を図る。	○取付支援 等

### 3 重点エリア等の設定

地震時には火災の同時多発や、消防力の劣勢、水利の使用不可、道路通行障害等により、 消火困難となり、大規模火災に至る場合がある。本 A市 においては、大規模火災に至 る危険性が高いエリアについて、重点エリアとして優先的に設置を進めることとする。具 体的には、火災延焼の危険性(築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等)、当該地 域における過去の被災状況(過去の地震災害や火災等)を踏まえ、以下のとおり重点エリ ア等を設定する。(または、令和8年までに検討を行い、重点エリアを設定する。)

(1)	重点エリアとなる対象地域:	A A 地区 、	BB町1~5丁目
\ ' /	主が一 ノノ こ ひ ひか かわか・		

(2) 優先的に設置を進める対象建物: 旧耐震基準の建物 、 老朽化した木造建物

### (解説) 重点エリア等の設定

感震ブレーカーの普及にあっては、地域を指定せず全ての地域を対象とすることが望ましいが、新築や改修に伴う分電盤タイプへの切替えは時間がかかることから、地震時において火災の延焼の危険性が高い木造密集市街地等や、津波からの避難に伴い火災の発見遅れや消火活動が困難となるおそれがある津波浸水想定区域等については、出火防止の重要性を考慮し、重点エリアとして設定することが適当である。

重点エリアの設定に当たっては、都道府県と連携し、重点エリアとすべき地域を適切に設定することが重要である。

### <対象地域の目安(例)>

- 1 家屋の倒壊や道路の遮断により消火活動が困難となる地域
- 2 都市計画法において、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」
- 3 大規模地震時に津波による浸水が想定されることにより消火活動が困難となる区域
- 4 その他火災の発生時に消火困難・避難困難と想定される地域

### <対象建物(例)>

- 1 老朽化した木造建築物
- 2 旧耐震基準の建物

### 4 感震ブレーカーの設置状況の把握等

管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。実施にあたっては、以下の事項を基本とし、具体的な調査内容及び実施方法については都道府県と調整の上実施する。なお、設置状況の把握は定期(<u>1</u>年に1度)に行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直し等を行う。

(1) 調査対象地域: 市内全域 、 重点エリア

(2) 調査対象世帯: 市内全世帯

(3) 調査実施主体: 防災部 、 消防本部

(4) 調査内容: 設置状況 \_\_、\_\_\_ 認知度 \_\_\_、\_\_ 住宅状況(地域、構造)

(5) 調査手法: イベント時の街頭調査 、 戸別訪問

(解説) 設置状況の把握

設置状況の把握は、都道府県と市区町村が協力して実施する方法と、独自に実施する方法がある。都道府県と市区町村で協力して実施する場合には、各市区町村ごとに対象地域の調査を行い、都道府県は市区町村の調査結果をとりまとめることが考えられる。結果については公表し、周知することが普及推進に効果的である。ただし、調査方法により結果に差異が生じる可能性があることを念頭に調査手法を決定することが重要である。

<設置状況の調査方法(例)>

1 調査対象地域:全域/重点エリア

2 調査対象世帯:全数調査/標本調査

3 調査実施主体:市区町村/都道府県と市区町村が連携/外部の調査期間

4 調査内容: 感震ブレーカー設置の有無/設置している感震ブレーカーのタイプ等/住民に おける感震ブレーカーの認知度

5 調査手法:アンケート調査(郵送/インターネット)/戸別訪問にて聞取り調査

### 5 感震ブレーカーの設置に係る支援等

市区町村において、感震ブレーカーの購入・取付に対して支援を行っている場合には、 当該事業に対し本 A市 においても支援を行い、効果的な普及推進を図る。

(1) 購入支援

ア 支援対象地域: 市内全域 、 防火・準防火地域

イ 支援対象世帯: 市内全世帯 、 高齢者、障害者、介護者がいる世帯

ウ 支援対象費用: <u>分電盤(内蔵型・後付型)</u>、<u>簡易タイプ</u>の購入、設置費 用に対し、金額の 60%を上限とする。

### (2) 取付支援

簡易タイプやコンセントタイプの感震ブレーカーを購入後、当該住民が自ら設置できない場合があることから、関係事業者と協力し、取付方法に関する情報提供や取付作業の補助等を行う。

ア 取付支援対象地域: 市内全地域 、 重点エリア

イ 支援対象世帯: 市内全世帯 、 高齢者、障害者、介護者がいる世帯

#### (解説) 設置に対する支援(補助制度)

感震ブレーカーの普及を推進する上で、各地域の状況に応じ、購入や取付に係る支援も重要である。なお、計画例としては市区町村の補助制度に対して都道府県が支援する例を記載しているが、都道府県独自の補助も考えられる。

### 1 購入支援

早急に対策をしなくてはならない地域(重点エリア)については、住民の意欲を高め設置 を促進するため、購入に対し補助を行うことも効果的である。

#### 2 取付支援

住宅防火の戸別訪問等の機会を捉え、自力で取付作業の可否等を把握し、関係者の協力を得て 取付支援を行うこと等が考えられる。

### (3) 相談窓口

普及推進を行うにあたり住民から感震ブレーカーに関する問合せや高額な請求をする業者等に関する問合せが予想されるため、相談窓口を設定し対応する。

#### (解説) 相談窓口(必要に応じ設置)

想定される質問内容と回答を整理し、市民の疑問解決に努めることが重要である。相談窓口のほか、ホームページにFAQを掲載することも有効である。なお、感震ブレーカーの普及推進に伴い、通常より高価な商品の売りつけや高額な交換工事費を要求する業者が現れる可能性があることから、不必要な交換工事や悪質な売り込みに対する問合せ対応や注意喚起が重要である。

# A市 の体制構築(組織編成及び活動範囲)

別添

※関係者との調整ができた内容について随時追加する

太関係行との過差が、ことだり合について随時追加する			
A市 関係部局・関係者	期待する役割(具体的な取組方法は今後調整)		
	取組全体のとりまとめ		
防災部	設置率等の目標値の策定。		
	協議会の開催。		
	木造密集市街地の設定		
建築部局	老朽化木造住宅の調査		
	火災予防運動時の火災予防広報と合わせた普及啓発		
消防本部	防災訓練時の地震火災対策や通電火災の危険性の周知		
	消防庁制作の動画やチラシを活用した広報		
	住宅展示場での通電火災の危険性の周知		
住宅関係事業者	新築、改修相談時の広報及び感震ブレーカーの紹介		
	チラシ配布等の広報		
電気関係事業者	定期点検時のフェイストゥフェイスの広報		
	在宅介護時に暖房器具周辺の可燃物等の確認		
福祉関係者	デイサービスの送迎時を利用し家族への広報		
	取扱商品の展示及び紹介		
小売店	暖房器具等の販売時期に合わせた通電火災の危険性の周知		